

T-CHIPS 運営会則

Ver. 1.0

T-CHIPS の運営等に必要な事項について、次のとおり運営会則（以下、「本会則」という。）を定める。

（設置）

第1条 国立大学法人東北大学に、半導体先端パッケージング・ヘテロ集積化技術に関する研究開発を行うためのコンソーシアムを設置する。（以下、「本コンソーシアム」という。）

（名称）

第2条 本コンソーシアムの名称は、以下の通りとする。

名称：T-CHIPS

(Tohoku Transformative Technology Consortium for Heterogeneous Integration and Packaging Systems)

（目的）

第3条 本コンソーシアムは、会員企業に対して、半導体先端パッケージング・ヘテロ集積化技術を基盤とした、情報交換、教育、およびネットワーキングの機会を提供すること、および東北大学が管理する半導体集積システムの技術開発施設と先端解析施設を会員企業が効果的に活用するための支援を通じて、次世代半導体の設計・製造に係る国内産業の持続的な発展に資することを目的とする。

（事業内容）

第4条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため次の各事業（以下、「本事業」という。）を行う。

- 1 研究会、セミナー、技術動向調査報告会等の開催
- 2 意見交換会等による各会員企業の交流機会提供
- 3 各会員企業が東北大研究開発拠点を活用するための窓口事業および技術指導
- 4 人材育成のための教育プログラム等の作成、実施および支援
- 5 会員企業との共同研究体制構築による先端技術の開発と知的財産の創出
- 6 その他、本コンソーシアムの目的達成のために必要な事業

（会員）

第5条 本コンソーシアムは、第3条の目的に賛同し、本コンソーシアムへの入会を承認された次の各号で掲げる「法人」と「個人」の2つの区分の会員（以下、「会員」という。）をもって構成する。

- 一 法人会員は、企業、自治体などの法人又は団体とする。
- 二 学術会員は、大学や公的研究機関の研究者とする。

会員の名称は、非公開を希望する申告がない場合、対外的に公開することがある。

（会員の入退会等）

第6条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を第8条第1項 第一号に規定する会長あてに提出し、第9条に規定する運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。このとき、退会以前に納付した第12条第3項に定める会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。

3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所など届け出事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。

4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。

- 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
- 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
- 三 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
- 四 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利・義務)

第7条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
- 二 法人会員は、第9条に定める総会に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は1法人会員につき1とする。
- 三 学術会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 法人会員は、第12条第3項に定める会費を負担するものとする。
- 二 会員は、本コンソーシアムの定める規約、その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

(役員)

第8条 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 幹事 若干名
- 四 運営委員 若干名

2 会長、副会長、幹事、及び運営委員は、運営委員会の議を経て、総会において決定する。

3 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムの会務を掌握する。

4 副会長は会長を補佐する。また会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

5 幹事は会長及び副会長を補佐し、運営委員とともに、総会で審議する案件のすべてについて企画・立案・調整等にあたる。

- 6 役員は総会における議決権をそれぞれ1ずつ有する。
- 7 役員の任期は翌年度の総会までとする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第9条 総会は本コンソーシアムの最高意思決定機関であり、全会員を以って構成し、運営委員会より提案のあった案件（本コンソーシアムの研究活動計画、委員の異動、予算・決算等）について審議し、決定する。

- 2 会長は少なくとも毎年度1回総会を開催する。
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会は、運営委員会が提出する議案のほかに、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を議決する。
 - 一 事業計画、収支予算について
 - 二 事業報告、収支決算について
 - 三 本コンソーシアムの設置期間の延長について
 - 四 本会則の変更について
 - 五 その他、運営に関する重要事項
- 5 総会は、議決権を有する会員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数の賛成で議決する。可否同数の場合は、議長の議決するところによる。
- 6 決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

(運営委員会)

第10条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員は会長、副会長、幹事及び運営委員から構成される。
- 3 運営委員会の委員長は、会長が務める。
- 4 運営委員会は会長の指示に基づき、総会へ提案する案件について、企画・立案及び調整等を行い、総会に議案を提出する。
- 5 運営委員会の事務は、コンソーシアム事務局が行う。
- 6 コンソーシアム事務局を東北大学田中秀治研究室内に置く。

(研究会)

第11条 研究会は、委員相互間または国内外の関係の研究者による研究発表と討論の場とし、随時開催する。

- 2 本コンソーシアムには、必要に応じ、分科会等を設けることができる。
- 3 本コンソーシアムは、研究会の配付資料等を記録として保存するとともに、議事録を作成する。
 - 一 議事録は、各委員に配付するものとし、疑義が生じた場合は、必要に応じて修正を加えるものとする。

二 議事録作成担当者は、研究会における報告及び討議から得た知識を公知の場合を除き、研究委員会に無断で外部に開示してはならない。

三 第1号の記録及び議事録は、非公開とする。(会員は、研究目的の範囲内において閲覧可。)

(運営費及び会費)

第12条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てることができる。

2 会費の経理は一般財団法人青葉工学振興会が行うものとする。

3 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とし、会員は納入期限を当該年度の5月末日として、指定する金融機関の口座に振り込む形で会費を納入する。

4 会費の年額は200,000円(一口)とする。

5 本コンソーシアム設立初年度の会費については、運営委員会で別に定める。

6 学界委員並びに招待講演者に対して、旅費及び講演謝金を支給できる。支給額は別に定める規定に従う。

7 本コンソーシアムは会員以外も参加可能な研究会やセミナー等の会合を主催もしくは共催できる。その場合、参加費等で会員を優遇する場合に限り、本コンソーシアムから資金補助を支出できる。この場合の支出は一般財団法人青葉工学振興会の規程等に従う。

8 個別の活動を行う会員は、その費用に応じて二口以上の会費を納入する。

(守秘義務)

第13条 会員は、研究会等における報告及び討議から得た知識を、公知の場合を除き秘密として扱い、本会の同意なしにそれらを会員の所属する機関以外に開示してはならない。

2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

3 会員は、退会後も本条の守秘義務規定は5年間有効とする。

(知的財産権)

第14条 原則、本コンソーシアム自体は知的財産権を主張せず、知的財産権に関する取り決めは、必要に応じて当事者の会員間で行う。

(設置期間及び解散)

第15条 本コンソーシアムの設置期間は、2031年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

2 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する場合に解散する。

一 第2条に定める目的が達成された場合。

二 本コンソーシアムの運営が困難となった場合。

三 その他解散が妥当と認められる場合。

3 本コンソーシアムの解散は、前もって総会を開き、当該終了について確認を行う。また、本コンソーシアムの設置期間を継続しようとする場合についても同様とする。

4 本コンソーシアムの終了に伴う残余経費の処理については、一般財団法人青葉工学振興会と事前に相談の上、適切な処理を行うものとする。

（会則の改廃等）

第16条 本会の会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の議決を経なければならない。

（協議）

第17条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、2026年12月8日から施行する。